

生涯スポーツ学研究 (Japan Journal of Lifelong Sport)

投稿・執筆・審査規程

1. 投稿規定

〈投稿者の資格〉

- 1.1.1. 投稿は本学会の正会員に限るが、筆頭者以外の共同執筆者には会員以外の者を含むことができる。その場合は査読料として年会費1年分に相当する額を1名ごとに支払うものとする。ただし、編集委員会が執筆を依頼した場合はこの限りではない。
- 1.1.2. 投稿しようとする正会員は1年以上継続する会員資格を有することとする。ただし、入会と同年度に投稿を希望する者は、当該年度の学会大会で発表し、かつ、査読料(1編 5,000円)を支払わなければならない。
- 1.1.3. 投稿原稿は原則として未発表のものに限る。学会大会等の発表要旨集、梗概、資料等、国、自治体等からの委託による調査研究結果報告等に収録されたものは初出を明記することを条件として未発表のものとする。

〈掲載内容の区分〉

- 1.2. 本誌掲載内容は総説論文、原著論文、研究資料、実践報告、短報、翻訳、その他の区分を設ける。投稿にあたっては投稿者が区分を自己申告し、編集委員会が適切であるかを審査する。

〈使用言語〉

- 1.3. 原稿に使用する言語は原則的に日本語または英語とする。

〈著作権〉

- 1.4. 投稿された原稿の著作権は本会に帰属する。ただし論文の内容に関わる責任は当該論文の著者が負う。

〈原稿の提出と返却〉

- 1.5.1. 原稿の提出先は本会編集委員会とする。
- 1.5.2. 原稿はPDFファイルとして作成し、メールに添付して提出する。提出するファイルは、以下の2つとする。
 - 1) 著者名・所属機関、論文タイトル、原稿区分(総説論文、原著論文、研究資料、実践報告、短報、翻訳、その他)からなる「タイトルファイル」。
 - 2) 論文タイトル、要旨、キーワード、本文、引用文献、図表・写真等からなる「原稿ファイル」(著者名・所属機関等は記載しない)。
- 1.5.3. 個人名や所属機関等が特定できる情報はそれぞれのファイルのプロパティから削除すること。

〈別刷り〉

- 1.6. 掲載原稿の別刷りを必要とする場合は申し出があればこれに応じるが、その実費は投稿者の負担とする。

〈投稿規定の改定〉

- 1.7. 投稿規定の改定は編集委員会がその必要を認めた場合に行い、理事会での審議を経て総会で承認を得るものとする。

2. 執筆規定

〈投稿原稿の体裁〉

- 2.1.1. 原稿はA4判タテ用紙を使用し、ワードプロセッサ等で作成する。
- 2.1.2. 最終審査終了後の掲載通知を受けた場合はワードプロセッサ等によるテキストファイルを提出すること。テキストファイルに写真が含まれる場合は、併せてそのオリジナルデータを提出するものとする。

〈文体と文字〉

- 2.2. 原稿に使用できる文字は以下のものとする。
 - 1) 外国語の和文表記にはカタカナを用いる。
 - 2) 数字は特に必要な場合を除きアラビア数字を用いる。
 - 3) 固有名詞等に用いる外国語は原語のまま用いる。ただし、既に習慣化している固有名詞についてはカタカナ表記とする。
 - 4) 数字およびアルファベットは半角(1マスに2文字)で表記する。
 - 5) 句読点は原則として「、(コンマ)」および「.(ピリオド)」を用いる。

〈学術用語・学名等の表記〉

- 2.3. 学術用語は文部科学省の学術用語集を参考とする。生物の学名はイタリックとする。

〈原稿の長さ〉

- 2.4. 投稿規定第2項掲載内容の区分により、論文の文字数を、総説24枚以内、原著論文など総説以外の論文16枚以内とする(1枚は40文字×30行、いずれも図表を含む)。図表は、A4サイズ1枚の図表を2,400文字として換算する。超過した場合は投稿者に実費を請求する。

〈論文タイトルと副題〉

- 2.5.1. 表題・副題ともに和文および英文の双方を必要とする。
2.5.2. 副題をつける場合には、コロン(:)で続ける。
2.5.3. 英文タイトルの最初の単語は、品詞の種類にかかわらず第1文字を大文字にする。その他は、固有名詞など、特に必要な場合以外はすべて小文字とする。
2.5.4. 和文および英文の氏名・所属を明記する。

〈要旨(サマリー)とキーワード〉

- 2.6. 和文(300字以上400字以内)および英文(200語以上300語以内)の要旨とキーワード(和文および英分5語以内で検索を意識してタイトル内の用語は避ける)をつけるが、短報や翻訳はこの限りではない。

〈章節の表記〉

- 2.7. 論文および報告に記載する見出し番号にはポイントシステムを用い次の順とする。
1. (大見出し), 1.1(中見出し), 1.1.1.(小見出し), 1)片括弧, (1)両括弧

〈引用文献〉

- 2.8.1. 原稿中の引用箇所の記載は、著者名と発行年で示す。また、本文中に直接文献を引用した場合は、「……である(田中, 2012)。」のように引用部を「」で示す。
2.8.2. 引用文献の記載は、原則として著者名のアルファベット順とし、書式は以下のように記載する。
引用文献の見出しは「文献」とする。
[雑誌の場合] 著者名(発行年)論文名. 誌名, 巻(号):ページ. なお、雑誌名は一般的な省略を用いることも可とする。
[書籍の場合] 著者名(発行年)書名. 発行所:発行地, 引用ページ(p.またはpp.).

※記入例

- ・1997年に日本生涯スポーツ学会より生涯スポーツ学研究誌(第4巻第2号)に記載された、生涯太郎氏執筆の論文「生涯スポーツ学研究の動向に関する研究」より3頁から19頁を引用した場合;

生涯太郎(1997)生涯スポーツ学研究の動向に関する研究. 生涯スポーツ学研究, 4(2):3-19.

- ・1998年に〇〇出版社より発行された生涯太郎氏の著者『生涯スポーツ』より25頁から30頁を引用した場合:

生涯太郎(1998)生涯スポーツ. 〇〇出版社:東京, pp.25-30.

〈注記・付記〉

- 2.9.1. 注を付ける場合は、本文のその箇所に注1), 注2)のように通し番号をつけ、本文と論文末の文献表との間に一括して番号順に記載する。注記の見出し語は「注」とする。
2.9.2. 付記は原稿が受理された後に書き加える。

〈図・表および写真〉

- 2.10.1. 図・表は原稿本文とは別の紙を用いて作成する。そのまま写真製版して印刷できるようにする。ただし、特殊な印刷については(例えばカラー印刷等)、その実費を投稿者が負担する。原稿本文の余白に、およその挿入位置等を指定する。
2.10.2. 図・表および写真には、先頭よりそれぞれに通し番号と見出しをつける(図と写真は該当の下部中央、表は上部中央)。

〈執筆規定の改定〉

- 2.11. 執筆規程の改定は編集委員会が必要と認めた場合に行う。

3.審査規程

〈審査〉

- 3.1. 投稿された論文等については審査(査読)を受けるものとする。
- 3.2. 編集委員会が本会の内外を問わず原稿の内容により適任者を2名選定し、査読を依頼する。
- 3.3. 査読結果には査読者の所見とともに以下の区分をもって評価が明記される。
A. 修正の必要がなく、そのまま掲載可。 B. 修正と修正後の再審査が必要。
C. 掲載不可。 D. 審査困難。
- 3.4.1. Dと判定された場合には、編集委員会は直ちに他の査読者を選び、査読を依頼する。
- 3.4.2. 編集委員会は査読の結果に基づき、掲載可、修正再審査、掲載不可の判定をし、審査結果及び査読者の判定と所見を投稿者に通知する。
- 3.4.3. 修正再審査の場合には査読者の判定と所見を投稿者に送付し、修正・再提出を求める。
- 3.4.4. 受理日は編集委員会で掲載可と判定された日とする。

〈審査規程の改定〉

- 3.5. 審査規程の改定は理事会がその必要を認めた場合に行い、総会での審議を経て承認を得るものとする。

平成 14 年 11 月 23 日 制定

平成 24 年 10 月 27 日 改定

平成 28 年 3 月 4 日 改定

Ver. 201706